

緊急地震速報の緊急的な改善策の運用開始日について

令和2年7月30日に、関東・伊豆諸島・東海・東北・甲信・北陸地方に対して発表した緊急地震速報（警報）の問題に対処するため、緊急的な改善策の運用を9月7日（月）11時に開始します。

7月30日9時36分頃に発生した鳥島近海を震源とするマグニチュード5.8（地震情報で発表した値）の地震に関して、同日9時38分に、関東地方を中心に福島県から三重県にかけて緊急地震速報（警報）を発表しましたが、この地震では震度1以上は観測されませんでした。

この対策として、8月7日の報道発表「緊急地震速報の緊急的な改善策の実施について」のとおり、遠方の観測データによりマグニチュードを過大に推定することを防止するため、マグニチュードの算出には震源からの距離が700km以下の観測データを使用することとし、これによる緊急地震速報の発表を9月7日（月）11時から開始します。

問合せ先

気象庁 地震火山部

緊急地震速報の一般的事項に関すること 地震津波監視課 下山・吉川
電話 03-3212-8341 内線 4559・4550、FAX03-3215-2963

本改善策の技術的事項に関すること 地震予知情報課 岡本・森本
電話 03-3212-8341 内線 4719・4569、FAX03-3212-2807